

協議2 秋田市地域公共交通協議会財務規程の一部改正について

1 目的

秋田市地域公共交通協議会財務規程の別表について、現行の運用実態に即し、新たに必要な科目を設定するとともに、その他の款項目について必要な整理を行うものである。

2 施行日

令和8年5月26日 ※本協議会での承認をもって施行

秋田市地域公共交通協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、秋田市地域公共交通協議会規約第8条第3項の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の予算の編成、現金の出納その他財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第2条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、協議会の会議（以下「会議」という。）の承認を得なければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、会議の承認を得なければならない。

（歳入歳出予算の款および項）

第4条 歳入予算の款および項の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款および項の区分は、別表2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、新たな款又は項を定めることができる。

（出納および現金等の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員を命ずることができる。

3 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

4 現金は、事務局長が協議会名義により、金融機関に預金して保管しなければならない。

（決算）

第6条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した後、会議の認定を受けなければならない。

（収入および支出の手続）

第7条 協議会の予算に係る収入および支出の手続は、秋田市の例によ

るものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年5月26日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款および項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 国・県支出金	1 国庫補助金
	2 県補助金
3 諸収入	1 雑入
4 繰越金	1 繰越金

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款および項の区分

款	項
1 事業費	1 会議・広報費
	2 調査研究費
	3 事業費
2 事務局費	1 事務局費
3 予備費	1 予備費

秋田市地域公共交通協議会財務規程新旧対照表

改 正 案	現 行																			
第1条～第8条 (略) 附 則 (略) 附 則 <u>この規程は、令和8年5月26日から</u> <u>施行する。</u>	第1条～第8条 (略) 附 則 (略)																			
別表第1 (第4条関係) 歳入予算の款および項の区分 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">款</th> <th style="text-align: center;">項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 負担金</td> <td>1 負担金</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 <u>国・県支出金</u></td> <td><u>1</u> 国庫補助金</td> </tr> <tr> <td><u>2</u> 県補助金</td> </tr> <tr> <td>3 諸収入</td> <td><u>1</u> 雑入</td> </tr> <tr> <td><u>4</u> 繰越金</td> <td><u>1</u> 繰越金</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	1 負担金	1 負担金	2 <u>国・県支出金</u>	<u>1</u> 国庫補助金	<u>2</u> 県補助金	3 諸収入	<u>1</u> 雑入	<u>4</u> 繰越金	<u>1</u> 繰越金	別表第1 (第4条関係) 歳入予算の款および項の区分 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">款</th> <th style="text-align: center;">項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 負担金</td> <td>1 負担金</td> </tr> <tr> <td>2 国庫支出金</td> <td>2 国庫補助金</td> </tr> <tr> <td>3 諸収入</td> <td>3 雑入</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	1 負担金	1 負担金	2 国庫支出金	2 国庫補助金	3 諸収入	3 雑入
款	項																			
1 負担金	1 負担金																			
2 <u>国・県支出金</u>	<u>1</u> 国庫補助金																			
	<u>2</u> 県補助金																			
3 諸収入	<u>1</u> 雑入																			
<u>4</u> 繰越金	<u>1</u> 繰越金																			
款	項																			
1 負担金	1 負担金																			
2 国庫支出金	2 国庫補助金																			
3 諸収入	3 雑入																			
別表第2 (第4条関係) 歳出予算の款および項の区分 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">款</th> <th style="text-align: center;">項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 事業費</td> <td>1 会議・広報費</td> </tr> <tr> <td>2 調査研究費</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> <u>事業費</u></td> </tr> <tr> <td>2 事務局費</td> <td>1 事務局費</td> </tr> <tr> <td>3 予備費</td> <td>1 予備費</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	1 事業費	1 会議・広報費	2 調査研究費	<u>3</u> <u>事業費</u>	2 事務局費	1 事務局費	3 予備費	1 予備費	別表第2 (第4条関係) 歳出予算の款および項の区分 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">款</th> <th style="text-align: center;">項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 事業費</td> <td>1 会議・広報費</td> </tr> <tr> <td>2 調査研究費</td> </tr> <tr> <td>2 事務局費</td> <td>1 事務局費</td> </tr> <tr> <td>3 予備費</td> <td>1 予備費</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	1 事業費	1 会議・広報費	2 調査研究費	2 事務局費	1 事務局費	3 予備費	1 予備費
款	項																			
1 事業費	1 会議・広報費																			
	2 調査研究費																			
	<u>3</u> <u>事業費</u>																			
2 事務局費	1 事務局費																			
3 予備費	1 予備費																			
款	項																			
1 事業費	1 会議・広報費																			
	2 調査研究費																			
2 事務局費	1 事務局費																			
3 予備費	1 予備費																			